

条例制定に向けた検討事項

前回出たご意見

(1) 手話の言語としての位置づけ

- ・手話が言語であることを明確に位置付けるとともに、市がバックアップして、聴覚障害者全員手話ができるような社会を目指してほしい。
- ・手話を言語として条例で位置付けることによって、手話の認知が広まり、聴覚障害者が暮らしやすい社会の実現につながる。手話に興味を持って学びたいと思う人が増え、支援者の育成につながると考える。

(2) 条例の体系について（手話言語条例と情報コミュニケーション条例）

- ・手話を使って自由に自分たちの思いを伝えることができるよう、手話について定めた条例が必要。
- ・手話言語条例と情報・コミュニケーション条例は目的が異なる。2本立てが望ましい。
- ・手話言語条例は千葉県が明確に定めていることから、千葉市で重ねて定める必要性は低い。むしろ、言語としての手話の位置付けを明確にした上で、情報コミュニケーション支援条例として、障害者と言われる方たち全般の施策という形でまとめられる方が望ましい。

(3) 条例に入れたい視点

ア 視覚障害者への情報保障について

情報化社会でデジタル化が進むほど、聴覚障害の方たちのコミュニケーション障害は大幅に改善されていく一方で、視覚障害者の障害が深まっていく。

イ 様々な障害の特性を踏まえた情報保障について

- ・点字が読める方は全体の9%しかいない。点字があればいいということではない。
- ・中高年以降に視力・聴力を失った方が、新たに点字や手話を習得することは困難。また、盲ろう者のように、障害の特性に応じた情報保障が必要な方もいる。

ウ 障害者の意思決定・情報発信への支援

- ・障害者にサービスを提供するだけでなく、コミュニケーションの発信手段を保障する。
- ・障害のある方が自己決定や、より良い人生を送るために、色々な情報にアクセスできて、その中から自分で選ぶことができる環境を整えることが重要。
- ・重症児者のように、これまで本人の意思が十分に汲み取られることなく、親や周囲の

人によって決定されることが多かった方について、ICT 機器の進歩とともに、本人の意思決定が重視されるようになってきている。条例の制定によって、今後さらに関心が高まっていくことを期待している。

- ・障害の種別や程度に関わらず、すべての障害のある人が、分け隔てなく情報を取得、利用できるよう環境整備を行うことが重要。

（４）施策の推進について

- ・視覚障害者への代筆代読等の意思疎通支援事業の位置付け、実施、人材養成が必要。
- ・手話通訳が高齢化するなどニーズについていけない。認知度の向上が必要
- ・それぞれの障害あるいは能力、特性に応じた様々なコミュニケーション手段に対する支援が必要。